

館林市下水道事業ウォーターP P P業務委託 業務委託契約書 (概要案)

令和8年7月

館林市都市建設部下水道課

- ・本資料は、後日公表予定の「契約書（案）」の骨子及び基本的な考えを示した概要版です。
- ・正式な契約内容を確定するものではなく、今後の検討や協議により、章立て、条項の名称、具体的な手続きの日数等が変更となる可能性があります。
- ・「契約書（案）」の全文は、令和8年8月中旬を目途に、市のホームページにて公表する予定です。

締結当事者

館林市（以下「発注者」）及び●●共同企業体（以下「受注者」）

第1章 総則

秘密保持義務及び個人情報の取扱

- ・相互の秘密情報について、原則として別段の定めがある場合を除いては、相手の事前承諾なしに第三者に開示してはならない。
- ・受注者は、個人情報を取扱う場合「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

履行の保証

- ・受注者は、契約締結と同時に、契約保証金の納付又はそれに代わる保証（履行保証保険等）を付す。保証額は契約において規定する所定の割合・金額とする。

著作物の取扱

- ・発注者は、受注者が本業務の実施にあたり使用する著作物について、受注者の承諾を得た上で、無償で利用できるものとする。

公共性及び民間事業の趣旨の尊重

- ・受注者は、下水道施設としての公共性を十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。
- ・発注者は、民間の経営能力を活用し、創意工夫を尊重することで効率的・効果的に実施されることを理解し、その趣旨を尊重する。

成果物の利用

- ・発注者（本契約終了後に業務を引き継ぐ後継事業者を含む）は、契約の終了後も存続して、成果物を無償で利用する権利を有するものとする。
- ・受注者は、発注者が成果物を公表・利用する際、受注者の名称表示を省略することや、発注者が必要な修正（改変）を加えることを認めるものとする。
- ・受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得た場合や法令の定めがある場合を除き、成果物や施設の内容の公表、受注者名の表示、第三者への閲覧や譲渡をしてはならないものとする。

第2章 業務の実施

第1節 総則

履行期間及び移行期間

- ・ 履行期間：令和9年4月1日から令和19年3月31日まで
- ・ 移行期間：契約締結日の翌日から履行開始日の前日まで（既存施設の引継ぎ等を実施する）

業務の実施体制

- ・ 処理場等の運転管理等は「通年24時間連続」とし、要求水準を確保する体制を構築する。
- ・ 発注者は「監督員」を、受注者は「統括遂行責任者」「業務主任技術者」「電気主任技術者」等を配置する。

既存施設の確認と契約不適合

- ・ 発注者及び受注者は、移行期間中に双方立会いの上、既存施設の状況を確認する。
- ・ 上記確認の際、又は履行開始日から1年以内に既存施設に「重大な契約不適合」を発見した場合は、受注者は発注者へ修補を請求することができる。

ユーティリティ（電力・薬品等）の調達

- ・ 履行期間中（移行期間を除く）の本業務の実施に必要な電力、水道、薬品、燃料、消耗品類等は、受注者の責任と費用において調達する。

再委託の制限

- ・ 委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託することは禁止する。それ以外の業務を再委託する場合は発注者の事前の承諾を要する（軽微な業務を除く）。

第2節 業務実施計画書

各種計画書の策定

- ・ 受注者は、「5か年/年間業務実施計画書」「5か年/年間修繕計画書」「緊急時対応計画書」を策定し、発注者の承諾を得る。

第3節 業務の実施

施設の更新・改築の請求

- ・ 受注者は、施設の修繕による機能維持が著しく非合理的であると認められるときは、発注者に対し施設の更新又は改築について協議を申し入れることができる。

改善提案とプロフィットシェア

- ・受注者は、要求水準を低下させずに委託料を低減できる業務手法を提案できる。
- ・提案が承認され費用が減少した場合、その減少額のうち所定の割合については委託料から減額せず、受注者の利益（プロフィット）とする。

水質等の保証

- ・受注者は、履行期間を通じ、要求水準書に定める「放流水質の確保」及び「脱水ケーキの含水率の確保」を保証しなければならない。

第4節 緊急事態（災害・事故その他不可抗力）発生時の対応

緊急時の臨機の措置と費用負担

- ・災害防止等のために受注者が講じた臨機の措置のうち、本業務の範囲外と認められる費用については、協議の上、発注者が負担するものとする。

第5節 モニタリング

業務報告とセルフモニタリング

- ・受注者は、要求水準書等に従い「月間・年間業務報告書」を提出し、あわせて自ら業務の実施状況を確認する「セルフモニタリング」を実施・報告する。

発注者によるモニタリングと評価

- ・発注者は、提出された報告書等に基づき、業務が要求水準を満たしているか「実績評価」を実施する（必要に応じて現地調査を行う）。
- ・発注者は、第Ⅰ期履行期間を通じた受注者の履行状況について「中間総合評価」を実施する。評価の結果、本契約の目的を達成することが極めて困難であると認められる場合、発注者は契約を解除することができる。

第6節 要求水準の未達等に対する措置

要求水準の未達等に対する措置

- ・モニタリングの結果、要求水準が未達の場合、発注者はモニタリング基本計画に基づき「是正の指導、勧告等」を行う。
- ・受注者が期日までに適切な是正を行わない場合は、発注者は事前通知の上、是正完了までの間「委託料の支払停止」や、担当者の交代等（措置請求）を行うことができる。
- ・支払停止から 60 日間経過した場合、又は発注者の命令に従わない場合は、契約解除の対象となる。
- ・なお、監督員が不適当な場合の受注者からの「措置請求」についても相互に規定する。

第 7 節 委託料等

委託料の支払及び変更

- ・ 支払：受注者は月間業務報告書の承認後、別途定める規定（「委託料の支払方法（仮称）」）に基づき委託料を請求できる。発注者は請求を受けた日から 30 日以内に支払う。
- ・ 変更：業務内容の変更等が生じた場合、委託料を変更できる。変更額や発注者が負担する費用は双方の協議で定めるが、協議が整わない場合は発注者が決定する。

第3章 リスク分担

第1節 一般事項

リスク分担の基本と損害賠償

- ・リスク負担の基本的な考え方は、別途定める「リスク分担表」による。
- ・下水を処理するための流入水量の確保並びに異常な流入水量及び水質（過年度の実績等から合理的に想定できる範囲を超えるもの）に係る対応責任は、発注者が負う。
- ・第三者に及ぼした損害：原則として「受注者」が賠償額を負担する。ただし、不可抗力（異常水質・異常水量等）や発注者起因による損害は発注者が負担する。

保険の加入

- ・受注者は、自己の費用により第三者賠償保険等に参加する。

第2節 法令等変更

法令等変更に伴う費用負担

- ・一般的な法令変更に伴う追加費用等は「受注者」が負担する。
- ・下水道事業にのみ適用される法令等や市の条例等の変更（特定法令等変更）に伴う追加費用は「発注者」が負担する。

税制改正・消費税の取扱い

- ・受注者の利益に課せられる税制改正による追加費用は「受注者」が負担する。
- ・上記以外の税制改正（消費税の税率変更等を含む）による追加費用は「発注者」が負担する。

第3節 不可抗力

不可抗力等に関するリスク

- ・不可抗力等が生じた場合、当事者間で速やかに協議し、契約や費用の変更等を決定する。
- ・不可抗力により受注者が処理の一部又は全部を行えない場合は、その費用に相当する委託料を減額する。

第4章 契約の終了

第1節 契約の解除

発注者事由・受注者事由による契約解除

- ・発注者による解除：受注者の業務放棄、重大な要求水準の未達、倒産手続の開始等。
- ・受注者による解除：発注者による委託料の支払遅延（60日経過）、発注者の重大な義務違反等。

解除時の違約金

- ・上記の事由により契約が解除された場合、帰責事由のある当事者は、契約において規定された所定の違約金を相手方に支払う。
- ・談合等の独占禁止法違反等の不正行為が発覚した場合、受注者は所定の違約金を発注者に支払う。

第2節 契約終了時の措置

業務終了時の措置（引継ぎ等）

- ・履行期間満了又は契約解除による終了時、受注者は自己の費用で発注者（又は発注者の指定する者）へ業務の引継ぎ等を行う。
- ・正当な理由なく引継ぎを行わない場合、受注者は引継ぎ等に係る実費相当額（別途定める上限額の範囲内）を違約金として支払う。

契約終了時の改良施設の取扱い

- ・受注者が自己の費用で設置した設備等は、原則として受注者の責任で処分する。
- ・ただし、発注者が譲渡を要求し受注者が承諾した設備については、所定の清算金をもって発注者が所有権を取得する。

第5章 補則

公租公課の負担

- ・ 本契約に関連して生じる公租公課は、全て受注者の負担とする。発注者は別途負担しない。

管轄裁判所

- ・ 本契約に関する紛争は、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。